

Q - 1 st

令和3年2月24日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 小野将成

令和元年(ワ)第428号 慶謝料請求事件

口頭弁論終結日 令和2年12月16日

判 決

5 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国 子

同代表者法務大臣 上 川 陽 子

10 同 指 定 代 理 人 大 塚 渉

同 同 村 昌 惠

同 同 梨 本 博 之

同 同 大 澤 一 志

主 文

15 1 被告は、原告に対し、5万円を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用はこれを2分し、その1を被告の負担とし、その余は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

1 被告は、原告に対し、10万円を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、原告が前橋地方裁判所に提起した5件の訴訟事件について、①これらの事件を担当する裁判官が長期間にわたって第1回口頭弁論期日を指定しなかったこと、②上記担当裁判官が原告に対して上記期日を指定し

ない理由を説明しなかったこと、③前橋地方裁判所長が上記担当裁判官による期日指定の遅滞に対して適切な対処を取らなかつたこと、④前橋地方裁判所長が原告に対して上記期日が指定されない理由を説明しなかつたこと、⑤前橋地方裁判所総務課職員が原告に対して上記期日が指定されない理由を説明しなかつたこと、⑥司法制度設計当局者が訴状審査権の限界を規定しなかつたことが、それぞれ原告の裁判を受ける権利を侵害し、違法であると主張して、原告が、被告（国）に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項又は民法709条、710条、715条及び719条の準用若しくは類推適用に基づき、原告の受けた精神的苦痛に対する慰謝料の一部請求として10万円の支払を求めた事案である。

1 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに後掲の各証拠又は弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）前橋地方裁判所に提起された5件の訴訟事件

ア 原告は、平成30年8月13日、前橋地方裁判所に対し、東京都を被告として、警視庁職員の違法行為により精神的損害を受けたと主張し、慰謝料10万円の支払を求める訴訟（平成30年（ワ）第355号事件。以下「355号事件」という。）を提起した（乙23）。

原告は、同月21日から同年11月15日にかけて、同裁判所に対し、同事件について主張を補充又は訂正する内容の主張書面を、複数回にわたって提出した（乙20）。

イ 原告は、平成30年8月13日、前橋地方裁判所に対し、国を被告として、①法務局職員の違法行為により精神的損害を受けたと主張し、慰謝料10万円の支払を求める訴訟（平成30年（ワ）第357号事件。以下「357号事件」という。）、②裁判官の違法行為により精神的損害を受けたと主張し、慰謝料10万円の支払を求める訴訟（平成30年（ワ）第358号事件。以下「358号事件」という。）、③檢

察庁職員の違法行為により精神的損害を受けたと主張し、慰謝料10万円の支払を求める訴訟（平成30年（ワ）第359号事件。以下「359号事件」という。）をそれぞれ提起した（乙13、14、15）。

原告は、同裁判所に対し、①同月21日から同年11月19日にかけて、357号事件について主張を補充又は訂正する内容の主張書面を、②同年9月5日から同月25日にかけて、358号事件について主張を補充又は訂正する内容の主張書面を、③同年8月21日から同年12月20日にかけて、359号事件について主張を補充又は訂正する内容の主張書面を、それぞれ複数回にわたって提出した（乙1、2、3）。

ウ 原告は、平成30年9月10日、前橋地方裁判所に対し、国を被告として、法務省職員の違法行為により精神的損害を受けたなどと主張し、慰謝料10万円の支払等を求める訴訟（平成30年（ワ）第399号事件。以下「399号事件」といい、355号事件、357号事件、358号事件及び359号事件と併せて「別件訴訟事件」という。）を提起した（乙16）。

原告は、同月18日から同年11月15日にかけて、同裁判所に対し、同事件について主張を補充又は訂正する内容の主張書面を、複数回にわたって提出した（乙4）。

20 (2) 照会書面の提出とこれに対する応答

ア 原告は、平成30年12月20日、別件訴訟事件が係属する前橋地方裁判所民事第2部（B係）に対し、「期日未定の事件についてのお訊ね」と題する書面（以下「照会書面1」という。）を提出したが、同書面には、①別件訴訟事件について第1回口頭弁論期日が指定されていないことを原告が疑問視していること、②一刻も早い訴訟の進行を望むこと、及び③上記同日に359号事件について補足説明書を提出し

たことにより、ひとどおり論点の明確化が図れたと思っていることなどが記載されていた（甲 1）。

そして、原告が、上記同日、照会書面 1 の内容と同旨の質問をすると、同裁判所民事第 2 部の担当書記官は、原告に対し、別件訴訟事件を担当する菅家忠行裁判官（以下「本件裁判官」という。）が別件訴訟事件について訴状審査中である旨を回答した（甲 6）。

イ 原告は、令和元年 6 月 7 日、前橋地方裁判所長相澤哲（以下「本件所長」という。）に対し、「期日未定の事件についてのお訊ね」と題する書面（以下「照会書面 2」という。）を提出したが、同書面には、①別件訴訟事件について未だに訴状の送達がされておらず、何らの求釈明も事務連絡もないことを原告が問題視していること、及び②組織体の長として、これが裁判官の裁量を超える恣意的対応かどうかの判断（牽制機能）を求めるなどと記載されていた（甲 2）。

そして、原告が、同年 7 月 2 日、同裁判所において、照会書面 2 について質問をすると、応対した同裁判所総務課職員は、原告に対し、本件所長が同書面を確認していること、及び同裁判所として回答する予定がないことを伝えた（甲 6）。

ウ 原告は、令和元年 7 月 16 日、前橋地方裁判所に対し、「期日未定の事件についてのお訊ね（三回目）」と題する書面（以下「照会書面 3」という。）を提出し、裁判所が照会書面 2 に対して返事をせず、説明責任を果たさないことを批判し、また、裁判官の独立性ないし裁量は無限ではないことを認めるのか、別件訴訟事件を提起した意味が失われ、様々な機会損失につながるリスクがあるのを認めるのか、などの質問について回答することを求めた（甲 3）。

そして、原告が、同月 19 日、同裁判所に電話を掛けて照会書面 3 について質問をすると、応対した同裁判所総務課職員（以下「本件職

員」という。)は、同裁判所として回答する予定はないことを伝えた(甲6)。

(3) 本件訴訟の提起

原告は、令和元年8月13日、本件訴訟を提起した。

(4) 担当裁判官の求釈明とこれに対する回答

別件訴訟事件の担当裁判官である本件裁判官は、令和元年8月28日、原告に対し、別件訴訟事件のうち355号事件、357号事件、359号事件及び399号事件について、「本件請求の特定のため」として、求釈明事項に対する回答を求める求釈明書をそれぞれ送付した(乙17, 18, 19, 24の各1)。

原告は、令和元年9月10日、上記各求釈明書に対する回答書をそれぞれ提出した(乙17, 18, 19, 24の各2)。

(5) 第1回口頭弁論期日の指定

本件裁判官は、令和元年9月20日、①355号事件の第1回口頭弁論期日を令和元年11月11日午後2時と、②357号事件の第1回口頭弁論期日を同月13日午後1時30分と、③358号事件の第1回口頭弁論期日を同日午後1時50分と、④359号事件の第1回口頭弁論期日を同日午後2時10分と、⑤399号事件の第1回口頭弁論期日を同日午後2時30分と、それぞれ指定した(甲7の1ないし5)。

2 爭点

- (1) 本件裁判官の第1回口頭弁論期日の指定義務違反の有無(争点1)
- (2) 本件裁判官の説明義務違反の有無(争点2)
- (3) 本件所長の内部統制義務違反の有無(争点3)
- (4) 本件所長の説明義務違反の有無(争点4)
- (5) 本件職員の説明義務違反の有無(争点5)
- (6) 司法制度設計当局者の制度設計上の過誤の有無(争点6)

(7) 原告が受けた損害及び慰謝料の額（争点7）

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（本件裁判官の第1回口頭弁論期日の指定義務違反の有無）について

ア 原告の主張

本件裁判官は、別件訴訟事件について第1回口頭弁論期日を速やかに指定せず、また、原告が照会書面1ないし3を提出して期日の指定を求めたにもかかわらず、これらを無視し、別件訴訟事件の訴え提起から第1回口頭弁論期日を指定した令和元年9月20日までの1年余りの間、別件訴訟事件の各訴状を相手方当事者に送達せず、期日を指定しないまま放置した。

民事訴訟規則60条1項及び2項は、「訴えが提起されたときは、裁判長は、速やかに、口頭弁論の期日を指定しなければなら」ず、その「期日は、特別の事由がある場合を除き、訴えが提起された日から30日以内の日に指定しなければならない」と定めているところ、本件裁判官による第1回口頭弁論期日の指定の遅滞は、訴状審査権の行使としてみてもその限界を超えるもの（訴状審査権の濫用）であって、原告の裁判を受ける権利を侵害し、違法である。

イ 被告の主張

国賠法1条1項にいう「違法」とは、国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいう。

裁判官がした争訟の裁判が国賠法上違法なものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもつて裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行ったものと認め得るような特別の事情があることが必

要であり、この理は、争訟の裁判に限らず、広く裁判官の職務行為一般に妥当する。

別件訴訟事件については、原告の提出した各訴状の記載内容が難解で判然としない上、訴状提出後に原告から訴状の訂正等の書面が相次いで提出されたこと、証拠として録音データが保存された電子記録媒体（ＵＳＢメモリ）が複数提出されており、その内容を確認する必要があったこと、関連事件として弁論を併合することの要否についても検討する必要があったこと等により、第1回口頭弁論期日の指定までの検討に相当の期間を要したものである。

したがって、本件裁判官が別件訴訟事件について早期に第1回口頭弁論期日を指定しなかったことをもって、本件裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いたとまでいふことはできず、上記特別の事情があるということはできない。

(2) 争点2（本件裁判官の説明義務違反の有無）について

ア 原告の主張

原告は、本件裁判官が別件訴訟事件の第1回口頭弁論期日を指定しないため、照会書面1ないし3を提出して期日指定がされない理由について説明を求めたが、本件裁判官はこれに応じなかつた。

別件訴訟事件の期日指定の遅滞は、原告の裁判を受ける権利を侵害するものであるから、本件裁判官は、その理由を説明すべき義務があるので、その説明をしなかつた。

イ 被告の主張

前記(1)イのとおり、国賠法1条1項にいう「違法」とは、国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいう。

個別の訴訟事件の期日指定の時期等についての不服に対して司法行

政機関としての裁判所が応答する法的義務はないから、原告の主張は前提を欠いており、失当である。

(3) 争点3（本件所長の内部統制義務違反の有無）について

ア 原告の主張

5 本件所長は、照会書面2により、本件裁判官が別件訴訟事件の期日の指定を遅滞していることを知った。

本件所長は、本件裁判官に対して指揮命令権を行使し、本件裁判官による司法権の濫用に対処すべきであるのにこれをしなかったのであるから、内部統制義務違反である。

10 イ 被告の主張

裁判所法80条3号は「各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡易裁判所及びその職員を監督する。」と定めているが、同時に、同法81条は「前条の監督権は、裁判官の裁判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。」と定めている。

15 したがって、同法80条3号に基づく本件所長の司法行政上の監督権は、本件裁判官の別件訴訟事件の訴状審査権ないし期日指定権には及ばない。また、前記(1)イのとおり、本件裁判官の行為には違法性がないから、本件所長が司法行政上の監督権を行使する前提を欠いてい

る。

20 (4) 争点4（本件所長の説明義務違反の有無）について

ア 原告の主張

本件所長は、照会書面2により、原告の裁判を受ける権利が侵害されていることを認識したのであるから、原告に対し、別件訴訟事件の期日指定が遅滞した理由を説明すべき義務があるので、その説明をしなかった。

イ 被告の主張

前記(2)イに同じ。

(5) 争点 5 (本件職員の説明義務違反の有無)について

ア 原告の主張

照会書面3について原告に応対した本件職員は、同書面により、原告の裁判を受ける権利が侵害されていることを認識したのであるから、原告に対し、別件訴訟事件の期日指定が遅滞した理由を説明すべき義務があるのに、その説明をしなかった。

イ 被告の主張

前記(2)イに同じ。

(6) 争点 6 (司法制度設計当局者の制度設計上の過誤の有無)について

ア 原告の主張

司法制度設計当局者が裁判官の訴状審査権の限界を法律に規定しなかつたことは、本件のような訴状審査権の濫用の誘因となり得るものであるから、故意又は過失による制度設計上の誤りであり、原告の裁判を受ける権利を侵害するものであるから違法である。

イ 被告の主張

前記(1)イのとおり、国賠法1条1項にいう「違法」とは、国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいう。

原告は、いかなる公務員が、原告との関係でいかなる職務上の法的義務を負担し、いかなる態様でその職務上の法的義務に違背する行為をしたかについて具体的な主張をしておらず、主張自体失当である。

(7) 争点 7 (原告が受けた損害及び慰謝料の額)について

ア 原告の主張

別件訴訟事件の訴状が送達されず、第1回口頭弁論期日が指定されないまま1年以上が経過したことにより、その間に不法行為の時効期

間が進行し、その後の訴訟活動上の選択肢が減るなどの機会損失による損害が膨らんだ。

イ 被告の認否

否認ないし争う。

5 第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件裁判官の第1回口頭弁論期日の指定義務違反の有無）について

(1) 裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在したとしても、これによって当然に国賠法1条1項の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任の問題が生ずるものではなく、上記責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があることを必要とすると解するのが相当であり（最高裁昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁），この理は、争訟の裁判に限らず、裁判官としての裁判以外の職務行為一般についても妥当するというべきである。

(2) 民事訴訟規則60条1項は、「訴えが提起されたときは、裁判長は、速やかに、口頭弁論の期日を指定しなければならない。」と定めているから、担当裁判官は、訴えの提起後速やかに期日指定権を行使し、第1回口頭弁論期日を指定すべきものである。

そして、担当裁判官がその公正かつ適正で充実した手続の下で迅速な裁判をすることは、司法を通じて国民の権利利益が適切に実現されるために不可欠であること（裁判の迅速化に関する法律1条参照）からすれば、裁判手続の迅速化は、手続利用者である当事者にとって当然の要請であって、裁判手続の迅速な進行に対する当事者の合理的期待は、法的

保護に値する利益というべきである。期日指定権の行使に関する民事訴訟規則の上記規定も、その趣旨を明らかにした規定の一つと理解されるべきである。

もっとも、担当裁判官は、訴状がその必要的記載事項（民事訴訟法133条2項）を欠き補正命令（同法137条1項）を要するときはもちろん、民事訴訟規則53条に規定する事項の記載を欠くなどの理由で補正の促し（同規則56条）をすることが相当であるときなど、そのままこれを被告に送達して答弁を求め、訴訟手続を進行させることが適切でないと考えられる場合には、訴状について所要の補正がされるまでの間、第1回口頭弁論期日の指定を差し控えることがあるし、関連事件の併合の可否や移送の可否等の訴訟進行上検討を要する事項について結論を出すまでの間、第1回口頭弁論期日の指定を差し控えることもあるのであって、このような考慮に基づいて期日指定権の行使を一時的に差し控えることは、裁判官に与えられた裁量権の範囲内に留まる限り、国賠法1条1項の規定の適用上、違法な行為と評価されるものではない。

(3) 前記前提事実(1)及び(2)アのとおり、原告は、別件訴訟事件の訴え提起後、その主張を補充又は訂正する内容の主張書面を複数回にわたって提出しており、平成30年12月20日に照会書面1を提出して自発的な主張の補充又は訂正が一段落したことを明らかにするまでの間は、別件訴訟事件における各請求に係る原告の主張は未だ流動的であったということができるから、本件裁判官が期日指定権の行使を差し控えていたことについて、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

しかしながら、前記前提事実(2)ないし(5)のとおり、原告が別件訴訟事件について3回にわたって照会書面を提出し、迅速な審理を求めたにもかかわらず、本件裁判官が期日指定権を行使したのは令和元年9月20日のことであり、これは、照会書面1の提出から10か月後のことであ

る。また、本件裁判官は、本件訴訟が提起された直後の同年8月28日までの間、原告に対し、各訴状の補正や釈明を求めることがなかった。

(4) この点について、被告は、別件訴訟事件について原告が提出した各訴状の記載内容が難解で判然としない上、訴状提出後に原告から訴状の訂正等の書面が相次いで提出されたこと、証拠として録音データが保存された電子記録媒体（USBメモリ）が複数提出されており、その内容を確認する必要があったこと、関連事件として弁論を併合することの要否についても検討する必要があったこと等により、第1回口頭弁論期日の指定までの検討に相当の期間を要したと主張する。

しかしながら、上記(3)のとおり、原告は、平成30年12月20日に照会書面1を提出して自発的な主張の補充又は訂正が一段落したことを見明らかにしていたし、本件裁判官が令和元年8月28日にした求釈明の内容は、「本件請求の特定のため」としながらも、原告の権利又は法律上保護される利益を侵害したという公務員及び侵害行為について原告の主張の趣旨を確認するに留まるものであって、積極的に訴状の補正等を求めるものではなく、第1回口頭弁論期日の指定に先立って殊更釈明を求める必要があるとはいえない内容であることが認められる（乙17、18、19、24の各1）。また、本件裁判官が前橋地方裁判所で担当した他の事件について、第1回口頭弁論期日の指定までに別件訴訟事件と同様の長期間を要したものではないと認められる（弁論の全趣旨）。

そうすると、被告が主張するような諸事情を考慮したとしても、本件裁判官が、照会書面1の提出から10か月間もの長きにわたって期日指定権を行使しなかったことについて何らかの合理的な理由があることはおよそうかがわらず、むしろ、本件裁判官は、合理的な理由なく期日指定権の行使を怠ったと認めるのが相当である。

(5) 以上によれば、本件裁判官が違法又は不当な目的をもって別件訴訟事

件の第1回口頭弁論期日の指定を遅滞させたとまでは認められないものの、本件裁判官は、期日指定権の行使についてその裁量権の範囲を超えてこれを怠ったということができるから、担当裁判官に付与された期日指定権の趣旨に明らかに背いてこれを行使しなかったと認められる特別の事情があり、上記期日指定権行使の懈怠は、裁判手続の迅速な進行に対する原告の合理的期待を侵害するものとして、国賠法1条1項の適用上、違法な行為と評価されるべきである。

2 争点2、同4及び同5（本件裁判官、本件所長及び本件職員の説明義務違反の有無）について

担当裁判官が、個別の訴訟事件について、当該事件の当事者に対し、期日指定をしない理由を説明すべき訴訟法上の義務を負うと解すべき根拠はなく、司法行政機関としての裁判所がこれを説明すべき法的義務を負うと解すべき根拠もないから、上記3名の説明義務違反をいう原告の主張は、いずれも理由がない。

3 争点3（本件所長の内部統制義務違反の有無）について

(1) 裁判所法80条3号は、地方裁判所がその職員に対する司法行政上の監督権を有することを、同法29条2項は、地方裁判所長が当該地方裁判所の司法行政事務を総括することを、それぞれ定めている。

したがって、本件所長は、司法行政事務の一環として、前橋地方裁判所の（裁判官を含む）職員に対する監督権を行使することができる。

(2) もっとも、同法81条は、司法行政上の監督権は、裁判官の裁判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することはないと定めており、地方裁判所に係属する個別の事件に関する担当裁判官の訴訟指揮について、同裁判所の所長が司法行政上の監督権を行使することはできないというべきである。

そうすると、別件訴訟事件における第1回口頭弁論期日の指定の在り

方いかんが本件裁判官の訴訟指揮に関わる事項である以上、本件所長が原告主張のような内部統制義務を負うということはできず、同義務の違反をいう原告の主張は、前提において失当であって、理由がない。

4 争点6（司法制度設計当局者の制度設計上の過誤の有無）について

原告の主張は、司法制度設計当局者が裁判官の訴状審査権の限界を法律に規定しなかつたこと（立法不作為）が国賠法1条1項にいう違法な行為であると主張するものであると解される。

立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには、例外的に、国会議員の立法行為又は立法不作為は、国賠法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものというべきである（最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁）。

しかし、本件に顧れた全ての事実及び証拠を総合しても上記のような事情は認められないから、原告主張のような立法不作為が、国賠法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものであるということはできない。

5 争点7（原告が受けた損害及び慰謝料の額）について

原告は、別件訴訟事件の提起後、照会書面1ないし3を提出するなどして繰り返し迅速な審理を求めていたにもかかわらず、第1回口頭弁論期日の指定が遅滞し、裁判手続の迅速な進行に対する合理的期待を侵害されて、これにより相当の精神的苦痛を受けたと認められる。

他方、①原告が主張の補充又は訂正を繰り返し、本件裁判官が求釈明書により原告の主張の趣旨を確認することが必要であると考える程度にその主張内容が複雑であったことも、期日指定権の行使が遅れた一因であった

と考えられないではないこと、②別件訴訟事件について原告が裁判を受ける機会自体が失われたわけではなく、期日指定の遅れによって原告が実体的な権利を喪失する等の具体的な不利益を受けたとも認められないこと、③別件訴訟における原告の請求は、一審ではいずれも理由がないとして棄却（一部については不適法として訴えが却下）されていること（乙13ないし16、23）等の事情も認められる。

これらを総合考慮すると、原告の受けた精神的苦痛を慰謝するためには、5万円の慰謝料を認めるのが相当である。

6 結論

よって、原告の請求は、被告に対し、5万円の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について民訴法64条本文、61条を適用して、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官

渡邊和義

裁判官 杉浦正典

裁判官

浅川浩輝

これは正本である。

令和3年2月24日

前橋地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 橋本勇

